



うめ

FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **山村英治**

〒150-0034
東京都渋谷区代官山町17-1
代官山アドレス・ザ・タワー1812
TEL 03-5728-8360
FAX 03-5728-8361
info@zaicom.jp

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

国 税 / 平成30年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日

国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月12日

国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日

国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告

(年3回の場合) 2月28日

国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人

税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



休眠預金 2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等のこと。2018年1月の休眠預金等活用法施行により、休眠預金となると、所定の機関に移管され民間公益活動に活用されます。ただし、休眠預金となっても取引のあった金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能です。

平成30年分確定申告のポイント

所得税の確定申告時期となりました。還付申告は既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。なお、今年確定申告初日の二月十六日が土曜日、十七日が日曜日のため、税務署窓口では申告書の受付は行いませんが、法令上、申告初日をずらす規定がないので、申告初日は二月十六日となります（ただし、税務署が閉まっても申告書を税務署の時間外受信箱に投函することにより提出できます）。

以下、平成三十年分確定申告のポイントを整理してみます。

1. 確定申告の対象者

●確定申告をしなければならぬ人（主な例）

①個人で事業を行っており納税額がある、②不動産収入がある人で納税額がある、③給与が年間二、〇〇〇万円を超える、④二か所以上から給与をもらっている、⑤同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息を受け取っている、⑥平成三十年中に土地等の譲渡があった、⑦給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

●所得税の還付が受けられる人（主な例）

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人

2. 平成三十年分の留意点

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する納税者の配偶者控除の額は、納税者本人の合計所得金額が九〇〇万円を超えると徐々に控除額が減額され、一、〇〇〇万円を超えると、控除額はゼロとなります。

(2) 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額が三八万円超一三三万円以下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納税者本人の合計所得金額が増えるにしたがって徐々に減額されます。なお、改正前の制度同様、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納税者本人については、配偶者特別控除は適用できません。

(3) 確定申告書に関する書類の提出等

生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除を受けるには、確定申告書に保険会社などから書面で交付された控除証明書等を申告書等に添付等する必要がありますが、平成三十年分から保険会社からメール等で交付された電子的控除証明書等を添付してe-Taxで送信することも可能となりました。書面でも提出する場合には、国税庁HPで作成・印刷したQRコード付控除証明書等（電磁的記録印刷書面）により提出します。

(4) 医療費控除の提出書類の簡素化

平成二十九年分から医療費控除の適用に当たっては、医療費の領収書等に記載されている①医療を受けた者の氏名、②病院・

薬局など支払先の名称、③支払った医療費の額などを記載した「医療費控除の明細書」を提出することで、領収書の提出等はいらなくなっています。ただし、領収書は五年間保存し、税務署からの求めに応じて提出等を行わなければならない。

なお、平成三十一年（二〇一九年）分までは、医療費の領収書の添付等も認められます。

3. 働き方改革に伴う個人所得課税

平成三十年度税制改正における給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律一〇万円引き下げ、基礎控除の控除額を一〇万円引き上げる「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」、給与収入が八五〇万円超の場合の控除額を一九五万円に引き下げた「給与所得控除の適正化」、公的年金等収入が一、〇〇〇万円超の場合の控除額に一九五・五万円の上限を設けた「公的年金等特別控除の適正化」などの個人所得課税の見直しは、平成三十二年（二〇二〇年）分以後の所得税からとなります。

表1 所得税額速算表(平成30年分用)

課税総所得金額(A)		税率 (B)	控除額(C)	税額= (A)×(B)-(C)×102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	$((A) \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\%$		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	$((A) \times 20\% - 427,500) \times 102.1\%$		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	$((A) \times 23\% - 636,000) \times 102.1\%$		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	$((A) \times 33\% - 1,536,000) \times 102.1\%$		
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000	$((A) \times 40\% - 2,796,000) \times 102.1\%$		
40,000,000	-	45	4,796,000	$((A) \times 45\% - 4,796,000) \times 102.1\%$		

表2 確定申告書チェック表

(平成30年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション 税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。 差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。 領収書又は明細書の添付等がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成8.1.2～平成12.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦(夫)	(1)寡婦 ①死別・離婚…… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別……… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦…… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です。
	配当控除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。 控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
税額から差し引かれる金額	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
	その他	源泉徴収税額 未払いの源泉所得税額も含めて記載します。 申告納税額 黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。 予定納税額 第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

QRコードを利用した コンビニでの国税の納付

コンビニで国税を納付するためには、税務署から交付等されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、今年1月4日以降、自宅等で納付に必要な情報をQRコード(PDFファイル)として作成・出力することにより可能となりました。なお、納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下です。

QRコードを利用したコンビニでの納付方法は次のとおりです。

1. 次のいずれかの方法によって作成したQRコードをコンビニ店舗に持参します。なお、QRコードをスマートフォン等に保存して利用することも可能です。
 - (1) 確定申告書等作成コーナーからの作成
確定申告書等作成コーナーで、所得税、消費税等の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書

に併せて、QRコードを印字した書面が作成されます。

- (2) 国税庁ホームページからの作成
国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面で、納付に必要な情報を入力することで、QRコードを印字した書面が作成されます。
2. コンビニ店舗のキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に「QRコード」を読み取らせるとバーコード(納付書)が出力されます。
3. 出力したバーコード(納付書)によりレジで現金を支払います。
QRコードによるコンビニ納付の利用可能なコンビニは、次のとおりです。
 - ・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
 - ・ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

所得税 個人が懸賞や福引きなどで賞金品を受け取ったとき

個人が懸賞や福引きなどで受け取った賞金品は、一時所得となります。一時所得の金額は、総収入金額から収入を得るために支出した金額と特別控除額(最大50万円)を控除した金額となります。そして、一時所得の金額の1/2が課税対象となり、給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。つまり、50万円以上の賞金品を受け取ったときには所得税が課税される可能性があります。

なお、受け取った賞金品が、商品券の場合はその券面額で評価し、株式・貴金属・土地や建物などを受け取ったときはその受けることとなった日の価額で評価します。また、車などの物品を受け取ったときは、そのものの通常の小売販売価額の60%相当額で評価することとなります。

マイナンバーの記載猶予期間は平成三十年で終了

二〇一六年一月からマイナンバーの利用が開始され、法定調書などを税務署に提出する際には、原則として、マイナンバーの記載が必要とされています。しかし、「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」など一部の法定調書については猶予規定が設けられ、三年間、調書へのマイナンバーの記載を省略することができまし

た。
このマイナンバー記載の猶予期間は平成三十年分で終了となりました。そのため、平成三十年以降に配当を支払う場合などは「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」にマイナンバーを記載する必要がありますので注意してください。

中小企業者が知っておきたい 苦手な相手との交渉術



中小企業経営者は常日頃、製品コストの切下げ、納品の時期、売上拡大などについて、相手(取引先等)と交渉に当たっています。では、その交渉相手が普段は接触しない人の場合は、どのように話を進めていけばよいのでしょうか。例えば、個人とかが有限会社の債権者(街の貸金業者)、ちよっとしたトラブルに慣れている法律に詳しくそうな人など……

このような相手は例外なく、自分の利益を強く主張し、自分の立場は一ミリたりとも引こうとはしません。

当然、交渉は難航します。身近にいる苦手な(難しい)相手と渡り合う方法について考えておくのも無駄ではないと思います。

一 貸金業者との交渉

経営コンサルタントA氏は、金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合等)や政府系金融機関から「今回は、あなたの会社に融資できません」と言われた場合、他(ノンバンクも含め)からの借り入れはやめた方が良くと話します。

例えば、仕入れ決済の支払いについての借り入れであった場合は、仕入れ先へ粘り強く交渉していく(条件変更になります)べきと考えます。

もちろん、自社が経営不振であれば、経営者としては、頭がつっぺんから足のつま先まで資金繰りを何とかしようと考え、そのような時、ふと、街中に

ある貸金業者から一時しのぎに借りたくなります。そして、借りてしまう。

A氏は、このような状態(計画性を欠く)で貸金業者から借金をした会社が、半年から一年位で倒産した例を多く見えています。

(一) 基本は「高利の金には手を出すな」

ここで、今回の主題の交渉から話はそれますが、街中にある金融業者に出すと危険である。ことをご説明します。

各地商工会議所・商工会では、国の融資制度・マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)を扱っています。東京商工会議所のチラシの内容の一部(融資対象のみ・表参照)をご覧ください。

当該融資は、無担保・無保証人融資です。融資対象はいくつかあり、その中の②「商工会議所の経営・金融に関する指導を受けて事業改善に取り組んでいる」を見て下さい。

この文面では読み取れませんが、「半年間、経営指導を受けている」ことが実際の融資条件な

〈表〉

マル経融資の融資対象

(東京商工会議所パンフより抜粋)

①	従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主
②	商工会議所の経営・金融に関する指導を受けて事業改善に取り組んでいる
③	最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている
④	商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる
⑤	税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している

のです。つまり、すぐ「マル経融資は借りられない」ということで。

何故だと思えますか？

A氏の指摘する「街の金融業者に手を出している会社は半年から一年位でつぶれる」。しかし、商工会議所では、申込者が手を出しているか否かは分からない、つまり貸さない（＝態度保留）という事です。

(二) 交渉の技術

交渉の要点は、意識をしっかりとさせること（腹をくくる）、録音をすること、そして、相手に裁判を起こさせること、の三点です。

さて、本題である交渉に戻ります。

貸金業者が二人連れでいきなり来たりすると心身縮こまり、ただただ謝り、無理な要求に「なんとかします」などと答えてしまいがちです。

では、どの様に打開し、交渉していくか。まず、自分の意識をしっかりとさせるといふことで

「自分は確かに御社から借金をしている。しかし、だからと

いつて自分の商売、ひいては家族を壊されることは困る」

「金を貸しているだけで、無断で他人の家に押しかけて来たり、家族に話しかける権利はない。金の貸し借りは単なるビジネスである。ビジネスである以上は

こちらの都合の良い時間、場所は設定するつもりだ。自分は、権利・義務は遂行するつもりだが、それでご不満ならどしどし当方を相手に訴訟を起こして下さい」

しかし、相手はあなたより上手ですから、また訪ねて来たり、電話をかけてきます。その場合は、「私は法律の事はわかりませんが、私の知人に相談したい人がいるので、あなたの言い分を録音させてもらいます。知人に直接聞いてもらった方が、私が下手に間違つて伝えるよりずっと正確ですから」と録音テープを回し始めます。

そして、「今は支払うお金はない。用意出来たらこちらから連絡します。それに不満があれば裁判を起こして欲しい。それ以外の事は一切お断りします」このような流れ、セリフを落

ち着いて話すことが大切です。

二 法律に詳しい相手との交渉

突然、相手から大袈裟な内容証明郵便が送られてきたら、そのような経験のない中小企業経営者は、もうそれだけで焦ってしまう。

「〇月△日限り、回答なき場合は、貴殿は指摘する事実を認められたものとして」云々といった文言が入っていると、とても黙つてられない」となる。

そこは違う、ここも違う、そんな話ではなかった、何を言ってるんだ、といった不満が次々と出てくる。

翌日になつても、「黙つていると、相手方の言うことを全面的に認めたことになる」という思いがますます強まる。

そこで、法律に明るい親類や知人などに頼んで、こちらも内容証明で返事を出すことにする。

本人の不平不満とするところは、あれもこれもと言ひ返したのだが、折角頼んだ人が、いろいろ考え削つて圧縮しているんだからと、疑問に感じながらも感謝する、といった複雑な気

持ちでいる…。

このような調子で、こちらの「回答書」を内容証明郵便として相手方に送付する場合は多いようです。

ところが、不用意にこちらが出した一通の回答書が、後で大変な不利をもたらすことも。

相手方の誤りを訂正することに気を使つたつもりだが、半年、一年後に裁判になつて、相手方から書証として自分の内容証明を持ち出され、読み返してみると、三割位は相手の主張を認める文面となつている場合も少なくありません。

突然の内容証明郵便には、①コケ脅しにのるな、②返事をするな、があなたに有利に作用すると認識して下さい。

貸金業者には、消費者向けのローン業者と事業者向けのローン業者があります。

どちらにしても、貸金業の登録業者であるか否かが借りる場合の目安となります。今回の記事で「貸金業者」と記載のもののは、未登録業者であることをお断りしておきます。

仕入れ対策

問

A市で老舗の割烹料理店を経営していた義母が亡くなり、私が代表者として会社を取り仕切ることになりました。

ところで、商売は従来の団体客からの利用が減少し、義母の生前中もあまり芳しくなかったのですが、私が代わってから更

に悪化しているように思われます。これまでは、仕入れは全て板長ともう1人の従業員2名に任せていたのですが、改善に向け仕入れを私が担当しようと考えているのですが、いかがなものでしょうか。

答

会社経営を会計上からみると、利益を出すためには、次の4つの増減にかかっています。

具体的には、①売上げ、②仕入れ、③人件費、④経費で、①の売上げは別として、②～④はコストということで、②及び③は、経営の在り方に作用します。

この二大コストで人件費は固定的であり、仕入れ(材料費)は変動費ですから、御社のような飲食業にとって、仕入れの課題に着手することが先決です。

さて、その課題の進め方です。

第1は、実態を正確に数字で把握することです。それも、義母の生前中のそれと、没後から現在までの動向について、どのように推移しているかを時系列的に調べます。

次に、仕入れは行動的な面があるので、時期的、仕入品目別、仕入先別、仕入担当者別と具体的に把握する手順を踏みます。

第2は、前述の調査結果により、疑問点や不都合な面は、必要な対策を行っていくことです。

数値と行動のいずれか又は両方に問題点がある場合、その数値の向上策、不信行為の解決に向け決断することになります。

クレーム対策

清掃業B社の現場六〇カ所は大半がパート勤務者です。B社の受付には、清掃上のクレームは来ないが、コミュニケーション上の苦情が多いため、B社は挨拶と身だしなみの改善に着手しています。例えば、次の様な一枚の紙を配っています。あー明るくいーいつでも

さー先に、さりげなくつー続けて一言(状況にあった一言を加えよう)身だしなみとして、自己チェック表を記載。例・①髪ー髪は伸びすぎているか?、②顔ーヒゲの剃り残しはないか?、③服ー襟や袖口は汚れてないか?、④手ー爪は伸びてないか?、⑤靴下ーずり落ちていませんか?、⑥靴ー汚れていませんか?クレームが激減しています。

「ブラック企業」の見分け方

学生の「ブラック企業の見分け方」を見ると、その多くは客観的データから見分けられているように思います。

その見方とは、

1 数値から判断する

- ① 新卒者の3年離職率(業種・男女の定着率)
- ② 従業員数と採用実績比較(会社が退職を見込めた採用を行っている?)
- ③ 従業員勤続年数
- ④ 平均残業時間(これは当てにならないこともあり有給休暇消化率が判断材料)
- ⑤ 「ノー・アンサー」(上記項目等についての質問に会社が答えていない)

2 数値以外からの判断する

- ① 過労死・過労自殺を出している
- ② 労働組合の有無(有りは、会社幹部の暴走の抑止力として評価する)
- ③ その他、学生間の情報を集めるです。

労働時間等見直しガイドラインの改正

働き方改革を推進するための法律「働き方改革法」が成立し、時間外労働の上限規制や勤務間インターバルを導入する努力義務などが新設されることに伴い、労働時間等設定改善指針（以下「労働時間等見直しガイドライン」）が改正され、平成三十一年四月一日から適用されます。今回は、このガイドラインの概要についてお伝えします。

一 労働時間等設定改善法

かつては、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法として設けられていたものが、平成十八年四月一日に「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下、労働時間等設定改善法）」として改正施行されました。

この法律は、労働時間等の現状及び動向に鑑み、労働時間等見直しガイドラインを策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自

主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることで、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

事業主の努力義務として、次のことが定められています。

- ① 雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、次の措置を講ずるように努めなければならない。
 - ・ 業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定
 - ・ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - ・ その他の必要な措置
- ② 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、次のことに努めなければならない。
 - ・ 健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対

して休暇の付与などを行う。子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮して労働時間を設定するなどの改善をする。

- ③ 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならない。

- ④ 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けない等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

二 労働時間等見直しガイドライン

労働時間等見直しガイドラインの中から、現在の労働時間の状況、事業主が講ずべき事項として掲げられているものについ

て触れていきます（一部抜粋）。

（一）動向
労働時間等に関する現状について、次のように述べられています。

- ・ 日本では、労使の真摯な取組により労働時間短縮は着実に進み、近年は過去に労働時間短縮の目標として掲げられてきた年間総実労働時間一八〇〇時間を下回り概ね一七〇〇時間台前半で推移している。
- ・ その内実を見ると、全労働者平均の労働時間が短縮した原因は、主に、労働時間が短い者の割合が増加した結果であり、いわゆる正社員等については二、〇〇〇時間前後で推移しており、依然として労働時間は短縮していない。
- ・ 労働時間が長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展している。
- ・ 年次有給休暇の取得率は五割を下回った状態である。
- ・ 長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高水準で推移している。

・急速な少子高齢化、労働者の意識や抱える事情の多様化等が進んでいる。

(二) 事業主が講ずべき一般的な措置

① 実施体制の整備

事業主が労働時間等の設定の改善を図るため、労働者の始業・終業時刻、年次有給休暇の取得、時間当たりの業務負担の度合い等労働時間等の実態を適正に把握します。

その上で、労働者の事情や企業経営の実態を踏まえ、企業内において労使間の十分な話し合いが行われることが必要です。

なお、労使間の話し合いの機会を設けるにあたり、その構成員については、労働者の抱える多様な事情が反映されるよう、性別、年齢、家族構成等並びに育児・介護、自発的な職業能力開発等の経験及び知見に配慮することが望ましいとされています。

② 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

年次有給休暇は、周囲に迷惑がかかること、後で多忙になること、職場の雰囲気取得しづらいこと等を理由に、多くの労働者がその取得にためらいを感じる場合があります。

完全取得を目指し、経営者の主導の下で呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識の改革を図ります。

また、年次有給休暇管理簿※を作成するのみならず、年次有給休暇管理簿の確認を行い、年次有給休暇の取得状況を労働者及び当該労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者に周知します。

※ 年次有給休暇管理簿は、労働基準法の改正により平成三十一年四月から作成および三年間の保存義務が設けられました。年次有給休暇を付与する基準日、付与日数、取得時季、取得日数を記録します。

取得促進に向け、管理簿の作成の他、次のようなことも検討・実行していくとよいでしょう。

- ・ 計画的な取得の取組み
- ・ 連続取得の制度導入（例えばスワン休暇として、週休日等に年次有給休暇を組み合わせたこと等）
- ・ 時間単位付与制度等の検討

・ 付与の早期化（雇入れ後初めて年次有給休暇を与えるまでの継続勤務期間を短縮すること、最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること等）

・ 子供の学校休業日に合わせて年次有給休暇取得への配慮など

③ 時間外・休日労働の削減
時間外・休日労働は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に行うものです。

労働者の健康で充実した生活のため、労働時間に関する意識の改革、「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充等により、時間外・休日労働の削減を図ります。

特に休日労働を避け、時間外・休日労働を望まない場合は、時間外・休日労働の削減について一層の配慮をすることとされています。

④ テレワークの活用
多様な働き方の選択肢を拡大するため、労働時間等が限定された多様な正社員として勤務する制度やワークシェアリングの導入に努めることとされています。

その活用にあたっては、人事労務管理、経営状況等の事情も踏まえ、当該制度の導入の可否、制度の内容及び処遇については、各企業や事業場において労使で十分に話し合うことが必要です。

テレワーク導入の際は、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン（厚生労働省）」に基づき、適切な労務管理の下でのテレワークの実現を図っていきましょう。

⑤ 終業及び始業の時刻に関する措置

終業及び始業の時刻については、次のような措置の導入を検討していくとよいでしょう。

- ・ 深夜業の回数制限
- ・ 勤務間インターバル（前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいいます）
- ・ 一定の時刻以降に働くことを禁止し、やむを得ない場合は始業前の朝の時間帯に業務を処理する等の朝型の働き方の検討 など

報酬・賞与の区分の明確化 (健康保険、厚生年金保険)

「報酬」及び「賞与」の区分は、保険料額及び年金額の計算の基礎となることから、正しく判別のうえ届出を行う必要があります。

厚生労働省より通知が発出され、平成31年1月4日以降は、「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」の区分について、諸規定又は賃金台帳等から、二以上の異なる性質を有する手当等であることが明らかな場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別すること等の取扱いが明確化されました。

例) 業績に応じて支給される手当として、給与規程上では、次のA1とA2がある。

- ・手当A1…毎月定額により支給される。
- ・手当A2…半年ごとに支給される。

手当A1とA2を支払う際には「手当A」として支払い、賃金台帳上には「手当A」としてまとめて記載されている場合であっても、「手当A1」と「手当A2」は客観的に区分できるものとして、「手当A1」を「通常の報酬」、年間の支給回数が3回以下である「手当A2」を「賞与」として取り扱います(手当A2は賞与支払届を提出)。

なお、名称は「賞与」であっても、次の①又は②に該当するものは、7月1日前の1年間に受けた当該賞与の額を12で除し、その額を標準報酬月額の時決定又は7月、8月若しくは9月の随時改定の際に報酬月額に算入して届出を行います。

- ① 賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じ4回以上の支給につき客観的に定められているとき。
 - ② 賞与の支給が7月1日前の1年間を通じ4回以上行われているとき。
- 社会保険上の報酬・賞与の取り扱いは、年金事務所が問い合わせ窓口となります。

妊娠中の受診時の妊婦加算 (医療保険制度)

外来における妊産婦に対する適切な診療を評価し、より安心して医療機関を受診できるようにする観点から、平成30年4月1日より「妊婦加算」が始まりました。

これは、妊娠中の母体には様々な変化が起こること等から、すこやかな妊娠・出産のためには、妊娠中の健康管理が重要とされ、特に近年の妊娠年齢の上昇傾向から健康管理に留意が必要であるといった背景のもと、設けられたものです。

外来を受診したときに、以下の料金が追加されることとなります(通常の妊婦健診だけの場合は、「妊婦加算」の対象にはなりません)。

金額は、初診(カッコ内は再診)のもので、医療費の窓口負担が3割の者の額です。

診療時間内	230円(110円)
診療時間外	350円(210円)
休日受診	350円(210円)
深夜受診	650円(510円)

厚生年金保険料等の滞納整理強化(日本年金機構)

将来にわたって安定した年金制度を維持し、国民一人ひとりの年金権を守るため、滞納整理の強化を図ることを目的として、平成三十年十月に滞納処分業務を専門的に実施する特別徴収対策部が設置されました。

保険料の滞納が高額、長期化した事案について、早期に滞納の解消を図るため、年金事務所から事案を移管し、自主的な納付が見込めない悪質なケースには、財産の差押え等の滞納処分を厳正に実施するものです。

なお、「事業所の実情によっては、分割納付による完納を認め、早期に完納される場合は、指定した期限を過ぎても滞納処分は猶予」と案内されていますので、必要に応じて日本年金機構の窓口にご相談ください。

障害者差別解消法

法律の施行

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して、平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されました。この法律の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的な配慮の提供」の2本柱で構成されています。

法制定の背景

平成18年に国連で、障害者の人権や基本的自由を保障することと、障害者の尊厳を尊重することを促進するための国際条約である、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。日本は平成19年にこの条約に署名し、国内法の整備を進めてきました。平成23年には、この条約の趣旨を踏まえて障害者基本法を改正し、障害を理由として差別をすることなど、障害者の権利利益を侵害する行為を禁止しています。

障害者差別解消法は、障害者基本法に定める差別の禁止の基本原則を具体化するために定められた法律で、平成25年に制定されました。そして、この法律の制定などの一連の障害者施

策についての取り組みの成果を踏まえて、平成26年1月に先ほどの国際条約を締結しました。

法の対象範囲

この法律の対象となる「障害者」は、障害者手帳を持っている人に限られていません。身体障害、知的障害、精神障害など心や身体のはたらきに障害がある人で、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人が対象です。

「事業者」については、会社やお店といった同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人をいいます。個人・法人の別や営利・非営利の別を問わないので、個人事業者やボランティア活動を行うグループも対象になります。

不当な差別的取扱いの禁止

この法律では、国や都道府県、市町村などの役所、会社やお店などの事業者が、障害者に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。正当な理由があると判断した場合は、障害者に対してその理由を説明して、理解を得る必要があります。

不当な差別的取扱いの具体例としては、障害者本人を無視して介助者や付き添

いの人だけに話しかけることや、学校の受験や入学を拒否すること、介助者などが一緒にいないとお店に入れさせないといった行為が挙げられます。

合理的配慮の提供

この法律で規定される「合理的配慮」とは、障害者が感じている社会的な障壁について障害者から取り除くことを求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。もし障害者から求められたことを実施することについて負担が重すぎる場合、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別の方法を提案するなど話し合いをして、理解を得るように努めることが求められます。

合理的配慮の具体例としては、障害者の障害特性に応じて座席を決めることや、段差がある場合に簡易スロープなどを使って補助することなどが挙げられます。

事業者を所管する役所は、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応指針を定めることとされています。この対応指針は障害者の意見を聴きながら作ることとされており、事業者は対応指針を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

保険診療と保険外診療

保険で認められている治療法と保険で認められていない治療法を併用することを「混合診療」といいます。混合診療は原則として禁止されていて、全体について自由診療とされます。混合診療が認められないのは、保険診療があるにもかかわらず患者に対して保険外診療を勧めることが一般化されることで患者の負担が不当に拡大するおそれがあることや、安全性や有効性について科学的な根拠がない特殊な医療が保険診療と併せて実施されるおそれがあることが懸念されるからです。

保険外併用療養制度

平成18年に健康保険法が改正され、従来の特定期療養費制度が見直されました。この改正では、保険診療との併用が認められる療養として、「評価療養」「患者申出療養」「選定療養」が決められました。このうち評価療養と患者申出療養は、保険導入のための評価を行うもので、選定療養は保険導入を前提としないものです。

保険外併用療養制度に該当する療養を受けた場合、療養全体にかかる費用のうち、入院基本料などの基礎的部分については保険適用とし、それ以外の部分については保険適用外として全額を患者の自己負担としています。

先進医療

先進医療は評価療養の一



つで、将来的に保険導入が期待されている医療技術で、厚生労働大臣が承認したものです。平成30年11月1日現在で、先進医療は92種類あります。保険診療と先進医療との併用を認めることで、患者の選択肢が増え、利便性が向上するという考えから、保険診療との併用が認められています。

先進医療は先進医療Aと先進医療Bに分類されます。先進医療Aは、未承認の医薬品や医療機器の使用を伴わない医療技術などを、先進医療Bは、未承認の医薬品や医療機器の使用を伴う医療技術などを指します。

先進医療に対する保障

医師などによる一般的な診療は、公的な医療保険から医療費の支払いがあるので、自己負担する医療費は最高でも3割で済みます。さらにこの自己負担分についても、1ヶ月で一定額を超えた場合は、その超えた金額が支給される高額療養費制度もあります。従って

年齢や所得に応じた差はありますが、一般的な診療について、自分自身が支払う医療費には、上限があります。

一方で先進医療の技術料については、公的医療保険の適用がありませんので、全額を自己負担する必要があります。先進医療によって異なりますが、技術料が300万円を超える先進医療もあり、患者にとっては大きな負担になります。

民間の保険会社には、先進医療の技術料を保障する医療保険を取り扱っている会社があります。その保険商品の多くは、入院給付金などの主契約に特約として先進医療に対する保障を付けるものです。しかし中には先進医療に対する保障に特化した保険商品を取り扱っている民間の保険会社もあるようです。

先進医療を受ける注意点

先進医療を受ける場合も、病院にかかる手続きは、一般の保険診療の場合と同じです。先進医療を行うとき保険医療機関は、あらかじめ患者に対して先進医療の内容と費用に関して説明を行い、患者から文書による同意を得る必要があります。そしてその費用については、社会的にみて適切な範囲の額とされています。先進医療を受けると、医療の内容についての明細が書かれた領収書が発行されますが、所得税の医療費控除を受ける場合に必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

元号

今年の4月30日に天皇陛下が退位され、翌日の5月1日に皇太子さまが即位されます。同時に改元も行われ、「平成」は31年4月30日で終わることになります。

元号については、昭和54年に施行された元号法という法律があります。この法律には、「元号は政令で定める」と規定されています。また「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」とされています。昭和から平成への改元では、昭和64年1月7日に「元号を改める政令」が交付されました。この政令では、新しい元号を「平成」にすることと、この政令が交付された日の翌日から施行されることが規定されていましたので、翌1月8日から「平成」に改元されました。

改元があった場合、「平成32年」などのように従来の元号を用いた法律上の文言はどのようなようになるのでしょうか。昭和から平

成への改元のときは、改元だけを理由とした法律改正は行われず、例えば「昭和65年」などの表記は残ったままでした。ちなみに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、法律上は「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会」と言うそうです。今回の改元では法律改正を行うのか行わないのか、注目されます。

日本で初めての元号は西暦645年に始まった「大化」です。それから「平成」まで247の元号が誕生しました。元号に使われた漢字は全部で72文字あるそうです。それらの漢字のうち最も多く使われたものは「永」で、実に29回も使われています。平成の「平」は12回、「成」は1回しか使われていません。次の元号は何になるのか、公表時期は改元の1か月前が想定されています。

グリーндаウン

羽毛は水鳥から採取されますが、近年急激に需要が増えてきており、世界的に不足傾向にあります。古い羽毛布団やダウンジャケットなどは、ゴミとして捨てられることが多いですが、実は羽毛は再生することが可能な資源です。捨てられるはずのダウン製品を回収して羽毛を取り出し、洗浄・乾燥などの工程を経て新しい製品として再生する、グリーндаウンが注目されています。

一般社団法人Green Down Projectでは、羽毛循環サイクル社会の実現を目指して、活動を進めています。障害者施設を中心に仕組みの構築をしているので、障害者の就労支援になっています。

またダウン製品のゴミを削減することで、二酸化炭素の排出量の抑制につながっています。グリーндаウンの製品を扱うお店も増えているようです。

コンビニにおける雑誌の役割

コンビニの店頭で雑誌を販売する目的の一つに、外から立ち読み客が見えることで、店舗が繁盛している状況を演出する効果があります。しかし、最近では立ち読みを禁止したり、立ち読みを防止するためのテープを雑誌に貼ったりするコンビニが増えています。

日本出版販売株式会社の調査によると、コンビニの出店数は一〇一七年に約五万六千店舗を
超え、やや増加傾向にある一方、コンビニにおける出版物の売上は年々減少し、二〇〇一年は約五千億円だったのが、二〇一七年には約千五百億円程度まで減少しています。消費者も、コンビニに対して雑誌を充実させることは求めていないようで、コンビニの雑誌は客引きの役目を終えつつあるようです。